

令和5年第1回教育委員会臨時会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年3月2日 開会

令和5年3月2日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和5年第1回教育委員会臨時会

令和5年3月2日(木)
午後3時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
報告第8号 令和5年度教職員人事異動内示について
- 4 議案審議
議案第2号 ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員(4名)

荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人
高 桑 祥 代

○ 欠席委員(0名)

○ 職務のため出席した者の氏名

教育長	久保田 純 史
事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	横 山 芳 徳
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和5年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

続きまして、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員につきましては、高桑、松倉両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

委員各位にお諮りいたします。本日の報告事項、報告第8号につきまして、人事に関する事件でありますので、会議録、教育委員会会議規則の第11条、会議は傍聴できる。ただし、人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で公開しないことを議決したときはこの限りでないとなっており、会議を非公表とすることを発議します。併せて、会議録の公表については、同規則第15条の規定により公開しないこととした事項の審議にかかわる部分については公表しないことができるとされておりますので、併せて非公表とすることを発議します。委員各位から質問はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより採決いたします。報告第8号を非公表で行うこととし、併せて会議録を非公表とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第8号については非公開といたします。それでは、会議を続けます。

(会議録非公表)

◎久保田教育長

続きまして、日程第4、議案審議を議題といたします。議案第2号ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づくふるさと公園内体育

施設の指定管理者の指定に係る、指定管理者の候補者の選定について承認を求めるものであります。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称は、所在地、樺戸郡新十津川町字総進187番地2、名称は新十津川町スポーツセンター、このほか記載の7施設でございます。2 指定管理者の候補者となる団体の所在地、名称及び代表者につきましては、所在地、樺戸郡新十津川町字総進187番地2、名称、特定非営利活動法人、新十津川町スポーツ協会、代表者、理事長、谷口榮。3 指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。指定管理者選定に係る経過につきましては、1月20日を締切として公募を行いました。結果、1事業者の応募がありまして、これを受けて10名の委員からなる指定管理者選定委員会を開催いたしております。1回目につきましては、2月1日に申請内容について、団体の運営方法、方針、管理運営計画が適切か、費用面での問題がないかなどの視点から審議を行っております。2第2回目は、2月15日に指定管理者候補者の審議と選定を行ったところでございます。選定委員会の選定結果につきましては、次のページに議案第2号別紙としまして写しを添付しております。5番に選定委員会の意見としまして、申請者を指定管理の候補者とする可とする。また、指定管理者の候補者決定に至った理由につきましては、申請者については、これまで指定管理者としての運営に関し、適正かつ迅速に対応するなど管理状況は良好であり、新たな指定下においても適正な施設管理運営が可能であると認められるなどとし選定をしております。今後のスケジュールにつきましては、来週8日から始まります町議会定例会で指定管理者の決定に係る議決を経まして、3月中旬に指定管理者決定の告示及び候補者への決定通知が行われ、3月下旬に指定管理者との協定の締結、4月から指定管理者による管理運営開始となるものでございます。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第2号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号ふるさと公園内体育施設に係る指定管理者の選定については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第5、その他を議題いたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後4時)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員